

○美里町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成23年9月1日告示第71号

改正

平成26年2月27日告示第18号

平成28年3月31日告示第27号

平成31年3月29日告示第52号

令和4年2月15日告示第18号

令和6年3月29日告示第35号

美里町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の設置者であって、浄化槽への転換をするものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第2項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。

(2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る方式の便槽を含む。）をいう。

(4) 処分費 浄化槽を設置するにあたり、既存単独処理浄化槽及びくみ取便槽を処分する費用（清掃、消毒、汚泥処理、撤去（掘り起こし）等に係る費用をいう。）及び処理する費用（収集運搬、中間処理及び最終処分等に係る費用をいう。）をいう。

(5) 配管費 生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した

水を公共用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事費（放流ポンプ槽の設置費及び土質悪化板工事費を含む。）をいう。

(6) 転換 専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を10人槽以下の浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合は含めない。この場合において、専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に入れ替えるとき（別棟を建築し、その別棟に設置する浄化槽を除く。）は、この限りでない。

(7) 専用住宅 自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する建物をいう。

（補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

(1) 美里町生活排水処理基本計画（以下「計画」という。）で設定されている浄化槽整備区域

(2) 計画策定後に、町が改定した計画において新たに設定した浄化槽整備区域であって埼玉県に通知した区域

(3) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業認可区域」という。）にかかる下水道事業認可区域内において、町長が別に定めた区域

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 補助対象地域において、専用住宅に処理対象人員10人槽以下の浄化槽を転換により設置する者であること。

(2) 対象となる浄化槽が、法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けていること。

(3) 対象となる浄化槽が、浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成18年4月21日付環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）12に規定する要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。

(4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業を営む者でないこと。

(5) 浄化槽を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令の違反がないこと。

(6) 補助金の交付年度に対象となる浄化槽を設置すること。

(7) 町税等を滞納していないこと。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、対象となる浄化槽の設置に要した費用（以下「設置費」

という。)及び配管費の合計の額とする。この場合において、次の表に掲げる費用の区分及び人槽区分に応じ、それぞれ同表補助金額の欄に定める額を限度額とする。

費用の区分	人槽区分	補助金額
設置費	5人槽以下	332,000円
	7人槽以下	414,000円
	10人槽以下	548,000円
配管費		100,000円

2 処分費を要する場合には、前項に規定する補助金額に、対象となる浄化槽の設置に係る処分費の全額を加算して交付する。この場合において、6万2千円を限度額とする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美里町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書(審査期間を経過したもの)の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配管図
- (3) 浄化槽に係る型式適合認定書
- (4) 浄化槽に関する調書の写し
- (5) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 浄化槽設置工事の監督をした者の小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した証書又は浄化槽設備士免状(昭和63年度以降のものに限る。)の写し
- (7) 浄化槽機能保証登録証
- (8) 法第7条及び法第11条に規定する浄化槽法定検査に係る振替払込請求書兼受領書(郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の受付印が押されているもの)の写し又は当該検査の依頼が確実にわかる書類
- (9) 法第10条に基づく保守点検及び清掃について、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)

- (10) 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便槽の写真
- (11) 法第11条に規定する浄化槽法定検査に関する誓約書（様式第2号）
- (12) 見積書の写し及び工事費等内訳書
- (13) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (14) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは美里町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定したときは美里町浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条第2項の規定による、補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、通知を受けた後に、申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、美里町浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を美里町浄化槽設置整備事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助対象者に対し通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の請求があったときは、書面により直ちに町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに美里町浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽設置工事の請求書及び領収書の写し（処分費又は配管費を申請した者は、処分及び配管に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し）
- (3) 浄化槽設置工事の写真
- (4) 浄化槽検査確認書（様式第8号）
- (5) 処分費を申請した者は、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の清掃（消

毒及び汚泥処理を含む。)の写真、撤去物及び撤去後の埋め戻し前の写真並びに産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を決定し、美里町浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、美里町浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第10号)により補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。